



2022年5月13日

各 位

会 社 名 寿スピリッツ株式会社
(URL <https://www.kotobukispirits.co.jp/>)
代 表 者 名 代表取締役社長 河越誠剛
(コード：2222 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役経営企画部部长 松本真司
T E L 0859(22)7477

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月24日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供措置制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置制度をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 上記の新設に伴い、条数の繰り下げを行うとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022年6月24日(金)

定款変更の効力発生日：2022年6月24日(金)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第 15 条 ゝ 第 31 条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第 16 条 ゝ 第 32 条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置の効力発生)</p> <p>第 2 条</p> <p>① <u>変更案第 15 条 (電子提供措置等) の新設およびそれに伴う条項の繰り下げは、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下、「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>本条は、施行日にこれを削除する。</u></p>